

連続セミナー<第1回> 持続可能な社会のための ODA と公的融資

-海外開発プロジェクト融資の「環境、社会、ガバナンス」強化に向けて-

日時： 2008年1月16日(水) 13:30~17:00

場所： 環境パートナーシップオフィス(EPO)

主催： 「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、原子力資料情報室、国際環境 NGO FoE Japan、市民外交センター、メコン・ウォッチ、(財)地球・人間環境フォーラム

国際協力銀行(JBIC)、国際協力機構(JICA)の環境社会配慮ガイドラインの改訂プロセス開始にあたり、ODA や公的融資による海外開発プロジェクト融資の環境影響をどのように考えていくべきか、事例紹介を行うとともに市民社会からの提言を中心に紹介していきます。

プログラム

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13:35-13:50 | 1. ODA・海外開発融資の環境社会配慮ガイドラインとは
満田夏花 / (財)地球・人間環境フォーラム |
| 13:50-14:05 | 2. 事例研究：フィリピン・ミンダナオ石炭火力発電プロジェクト、
フィリピン・コーラルベイニッケル製錬所プロジェクト
神崎尚美 / 国際環境 NGO FoE Japan |
| 14:05-14:20 | 3. カンボジア国道1号線建設事業
福田健治 / メコン・ウォッチ事務局長 |
| 14:35-14:50 | 4. JBICのガイドライン実施状況レビューについて～国際的な視点から
田辺有輝 / 「環境・持続社会」研究センター(JACSES) |
| 14:50-15:20 | 5. JBICガイドライン改訂に向けたNGO共同提言
清水規子 / 国際環境 NGO FoE Japan |
| 15:20-15:30 | 6. トピックス：海外原子力発電支援をどう考えるか
西尾漠 / 原子力資料情報室共同代表 |
| | (休憩) |
| 15:55-16:10 | 7. 学識経験者からのコメント
村山武彦 / 早稲田大学教授 |
| 16:10-16:25 | 8. CSR有識者からのコメント
足立直樹 / 株式会社レスポンスアビリティ代表取締役、
(財)地球・人間環境フォーラム客員研究員 |
| 16:25-17:00 | 質疑・ディスカッション |

協力：日本国際ボランティアセンター(JVC)、サステナビリティ日本フォーラム、サステナビリティ・コミュニケーション・ネットワーク(NSC)、社会的責任投資フォーラム(SIF-J)、日本環境ジャーナリストの会、ODA改革ネットワーク

講演者略歴 (五十音順)

足立 直樹 (あだち なおき) / サステナビリティ・プランナー、株式会社レスポンスアビリティ代表取締役理学博士。1995年から2002年まで国立環境研究所で熱帯林の研究に従事。1999年から3年間のマレーシア森林研究所勤務の後、コンサルタントとして独立。多くの先進企業の環境経営とCSRのコンサルティングを行っている。コンサルティングを通じて地域社会と地球環境の持続可能性を高める企業経営の推進を支援している。

神崎 尚美 (かなぎき なおみ) / 国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラム」
タイにおける日本語教育に従事。発展途上国の開発と環境に大きな影響力を持つ日本における市民からのアドボカシー活動の必要性を痛感。2001年からFoE Japanの「開発金融と環境プログラム」において、現地との協力に基づき、個別事業に関する提言・キャンペーンを行っている。近年ではサハリン II プロジェクト、IFC セーフガード政策の改訂、OECD コモンアプローチ改訂などに関して問題提起や提言を行っている。

清水 規子 (しみず のりこ) / 国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラム」
早稲田大学政治経済学部卒業。英国ブリストル大学院政治学部開発行政計画コース卒業 (修士)。一橋大学社会学部社会人類学共同研究室助手を経て、2004年2月より国際環境 NGO FoE Japan スタッフ。

田辺 有輝 (たなべ ゆうき) / 環境・持続社会 研究センター (JACSES) 持続可能な開発と援助プログラム
1997年の温暖化防止京都会議 (COP3) から国際青年環境 NGO 「A SEED JAPAN」にボランティアとして参加し始め、2000年度有給スタッフ、2002年度代表、現在は理事。2001年10月～2002年11月まで世界自然保護基金ジャパン、気候変動プログラム担当パートタイムスタッフ。2002年11月には、グリーンピースジャパン 核問題キャンペーンで約1ヶ月間、六ヶ所村再処理工場での調査アシスタントを担当。2003年2月現職。

西尾 漢 (にしお ばく) / 原子力資料情報室共同代表
1947年、東京都生まれ。東京外国語大学中退。原子力資料情報室会員として30年余にわたって活動し、98年より共同代表。代表著作: 『原発を考える 50 話』 (岩波ジュニア新書)、原子力資料情報室編 『原子力市民年鑑』 (七つ森書館)。

福田 健治 (ふくだ けんじ) / メコン・ウォッチ事務局長
特定非営利活動法人メコン・ウォッチ事務局長、ニューヨーク州弁護士。京都大学法学部卒、ペンシルバニア大学ロースクール修了 (法学修士)、早稲田大学大学院法務研究科修了 (法務博士 (専門職))。メコン・ウォッチのスタッフとして、JBIC 環境ガイドラインや ADB アカウンタビリティメカニズム 情報公開政策の制定に関与。

村山 武彦 (むらやま たけひこ) / 早稲田大学教授
1984年早稲田大学理工学部卒業後、東京工業大学大学院で社会工学を専攻。福島大学助教授等を経て、現在に至る。工学博士。環境計画、リスク管理などを研究テーマとする。環境アセスメント学会常務理事。2004年度より国際協力機構環境社会配慮審査会委員。

満田 夏花 (みつた かな) / 地球・人間環境フォーラム主任研究員
2001～2004年国際協力銀行 (JBIC) 環境審査室に外向。2004～2006年 JICA環境審査会委員。地球・人間環境フォーラムでは、「発展途上国における企業の社会的責任」、「国際金融機関の環境社会配慮」、「原材料調達グリーン化支援調査」などの調査業務に従事。

< 問合せ先 >

地球・人間環境フォーラム

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-43-16 成田ビル 3F

Tel. 03-3813-9735 Fax: 03-3813-9737

E-mail: gef@gef.or.jp

2008年1月16日
連続セミナー第1回
「持続可能な社会のためのODAと公的融資」

ODAと公的融資の 環境社会配慮ガイドライン

地球・人間環境フォーラム
満田 夏花(みつた・かんな)

2

開発金融機関、輸出信用機関（ECA） の環境社会配慮政策

- 1980年代後半～：世銀などの国際開発金融機関(MDBs)の融資事業に対する批判の高まり 環境社会配慮政策へ
- 1990年代～：二国間融資機関(JBIC、各国輸出入銀行など)、貿易保険 OECDコモンアプローチ
- 2000年代～：民間金融機関 赤道(エクエーター)原則など

3

環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン（経緯）

- 日本のODAや公的融資に環境社会配慮政策を盛り込む必要性の高まり
- 日本輸出入銀行、海外経済協力基金の統合をきっかけに、ガイドラインを統合・強化
- 研究会の立ち上げ(2000年10月)
 - JBICの環境部局の職員、学識者、国会議員、NGO、環境庁、大蔵省、外務省、経済企画庁の職員が「個人」の立場で参加
 - 「提言」のとりまとめ
- 2002年4月策定、2003年10月施行

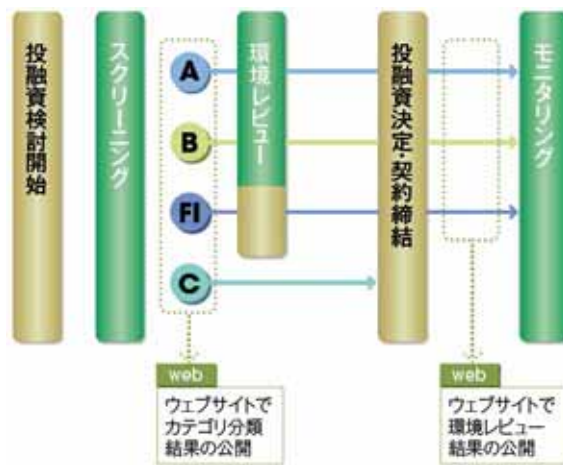
4

環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン（構成）

- 「本行は、融資等を行うプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、…プロジェクト実施主体者により適切な環境社会配慮がなされていることを確認し、もって開発途上地域の持続可能な開発に寄与する。」
- 第1部：(主としてJBICが行うべきこと、手続き)
 - 第2部：
対象プロジェクトに求められる環境社会配慮
カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書 など

5

環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン（手続き①）



5
JBIC環境・社会行動レポートから抜粋

環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン（手続き②）

- カテゴリ分類: セクター、規模、特性、地域
 - カテゴリA: 重大で望ましくない影響
 - カテゴリB: 望ましくない影響がカテゴリAより小さい
 - カテゴリC: 最小限かあるいは全くない
 - カテゴリFI: 融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない
- カテゴリ分類にしたがって環境レビューを実施

6

環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン（手続き③）

- カテゴリAに求められる要件
 - 環境アセスメント報告書
 - 住民移転基本計画(大規模非自発的住民移転が発生する場合)
 - 環境アセスメント報告書の現地での公開、閲覧可能、コピー取得
- ※JBICもカテゴリ分類結果をウェブサイトに公開。
カテゴリAの環境アセスメント報告書を情報センターにて公開

7

プロジェクトに求められる 環境社会配慮①

- (基本的事項)
- 計画段階での検討・調査
 - 代替案の検討—影響の回避、最小化、軽減措置(対策)
 - モニタリング、環境管理計画の必要性(検討する影響の範囲)
 - 広範。合理的な範囲で二次的、派生的な影響も。

8

プロジェクトに求められる 環境社会配慮②

■ 社会的合意

□プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要

■ 非自発的住民移転と生計手段の喪失

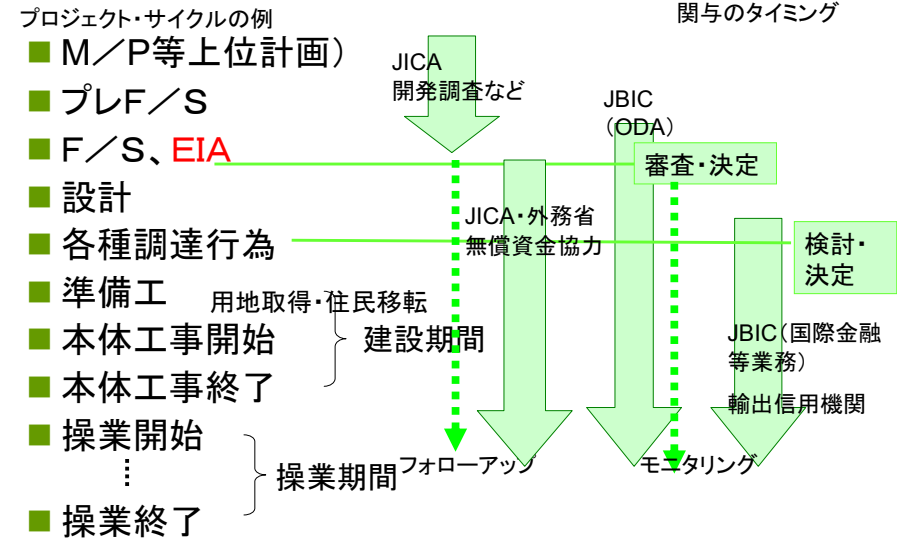
- あらゆる方法をつくして回避
- 対象者と合意の上で実効のある対策
- 以前の生活水準や
- 収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復
- 参加の促進

■ 先住民族

先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めねばならない。

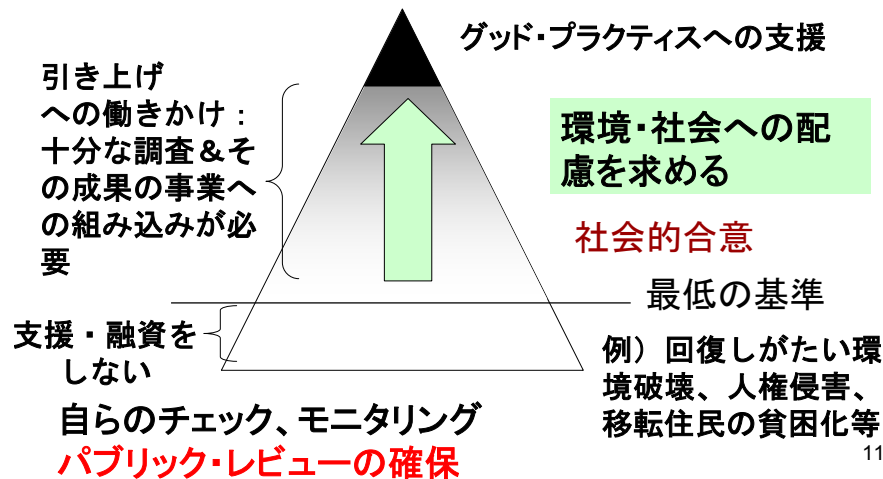
9

JICA、JBIC (ODA)、JBIC (国際金融等業務) の関与、
協力・融資の意思決定のタイミング



※M/P: マスタープラン、F/S: 実施可能性調査、EIA (環境影響評価)

JBIC/JICA 環境社会配慮ガイドラインの理念の実現のために：
良い事業への支援と破壊的な事業の回避、
事業の質の向上のための働きかけ



ありがとうございました



開発プロジェクトの事例研究

国際環境NGO FoE Japan
開発金融と環境プログラム
神崎尚美



事例と関係する現行ガイドラインの要件

- (社会的合意及び社会影響)
 - ・計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。
 - ・計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要。
- (非自発的住民移転)
 - ・非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。
 - ・回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。



紹介事例

1. 事例と関係するJBICの現行ガイドラインの要件
2. 事例①フィリピン・ミンダナオ石炭火力発電プロジェクト(カテゴリA／ガイドライン部分適用案件)
3. 事例②フィリピン・コーラルベイニッケル製錬所プロジェクト(カテゴリA／ガイドライン完全適用案件)
5. 事例から見える環境社会問題

- (非自発的住民移転)つづき
 - ・移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。
 - ・非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。
- (先住民族)
 - ・プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めねばならない。



フィリピン ミンダナオ石炭火力発電プロジェクト



ミンダナオ島
ミサミス・オリエンタル州

FoE Japan

プロジェクト概要



- 場所: ミンダナオ島ミサミス・オリエンタル州。PHIVIDEC工業団地の敷地内55ヘクタール。(工業団地の約70%はまだ農地。)
- 目的: 210 MW の石炭火力発電(石炭積み下ろし用埠頭、4.5kmの送電線設置、Tagoloan川からの5.0kmの水供給パイプライン設置を含む)
- 事業者: Steag State Power Inc. (SPI)
- 総事業費: 約3億米ドル

FoE Japan



FoE Japan

日本とのかかわり

- 融資: 国際協力銀行(2003年12月)
ドイツ復興金融公庫(KfW)
⇒ 協調融資で総額1億100万米ドル
- 付保: 日本貿易保険(2003年12月)
⇒ 協調融資のうち4,040万米ドル
- 企業: 双日(旧日商岩井)株式会社・川崎重工業株式会社が機器の輸出並びに現地での土木・据付工事
- JBICとNEXIのガイドラインのもとで、カテゴリA案件と分類。ガイドラインの部分適用案件

経緯

- 1995 State Investment and Trust Inc. が事業の開発計画建設、操業を行うことを発表
- 1997 国家経済開発庁(NEDA)がプロジェクトを承認
- 1998 State Power Development Corp. とフィリピン電力公社との間で電力購買契約の締結(2001年3月に効力発生)
- 2001.01 事業者による環境影響評価(EIS)の提出
- 2002.11 環境天然資源省(DENR)による環境適合証明書(ECC)の発行
- 2003.05 JBIC, NEXIが同事業をカテゴリAに分類
- 2003.12 JBIC, KfW融資契約締結。NEXI付保を内諾
- 2004. 01 着工式
- 2006. 11 商業運転の開始



環境社会影響・懸念

- 移転住民: 約130世帯
- 間接影響住民: 半径2km内の1,411世帯(約20,000人)
- 水銀やその他の重金属の排出と健康被害の懸念
- 温排水による海洋生態系や漁業影響の懸念
- 地球温暖化に関する懸念



対応・対策／住民移転、生計手段の喪失

《対応》

- ・移転迷惑料6,000ペソ、取り壊す建造物の査定額の10%、再定住地での広さは54平米(1世帯ロット)
- ・雇用の優先
- ・CIDP(社会開発計画)の策定と経済活動支援の実施

《問題》

- ・世界銀行OP4.12では「減価償却分を考慮しない」と明記されており、これに違反
- ・再定住地近くで生計手段(農地)を見つけるのが困難なため、元の居住地に戻る住民も...
- ・雇用は年齢や学歴による制限。また短期間契約雇用
- ・CIDPは住民との協議の下作られたものでなく、不十分(例: 農業プログラム参加世帯数は資格のある32世帯中4世帯)



対応・対策／汚染対策

《対応》

- ・煙突の高さを150mに
- ・低硫黄石炭の輸入と使用(二酸化硫黄対策)、脱硫装置(除去率79%)の設置
- ・燃焼法改善(窒素酸化物対策)、集塵機(煤塵対策)設置

《問題》

- ・先進国と途上国のダブルスタンダード?
- ・モニタリングの適正への疑問



(表)ミンダナオ石炭火力発電所と典型的な日本の石炭火力発電所のばい煙排出濃度比較

	ミンダナオ石炭火力発電所 (注2)	日本の既設石炭火力発電所の例(注1)		
		勿来7号機	新地2号機	碧南1号機
電気出力(万kW)	10.5*2基(21)	25	100	70
運転開始の時期	2007年	1970年10月	1995年7月	1991年10月
二酸化硫黄対策	低硫黄石炭/ 脱硫装置	低硫黄石炭	脱硫装置等	脱硫装置2種
排出濃度(ppm)	245 (700mg/m ³)	108	100	50
窒素酸化物対策	燃焼法改善	燃焼法改善	脱硝装置等	脱硝装置等
排出濃度(ppm)	365 (750mg/m ³)	220	60	45
ばい塵対策	集塵機	電気集塵機	電気集塵機	電気集塵機
排出濃度(mg/Nm ³)	50	130	30	10

注1)出所『これでいいのかODA!』(小島延夫・諏訪勝編著、三一書房、1996年)

注2)環境影響報告書(EIS)(2002年1月)のデータを基に計算



対応・対策／協議及び情報公開

《対応》

- ・EISの過程における住民協議開催
- ・EIS、ECCの公開

《問題》

- ・EISのスコoping段階でステークホルダーは半径2km範囲に限定、範囲外の住民への協議・説明なし
- ・現地住民、NGOがEIS、ECCを入手できず
- ・協議では、重金属の排出による影響に関して説明なし
- ・CIDPは英語のみでの公開。また影響住民との協議の下作成されていない。
- ・発言権の確保への疑問



フィリピン
コーラルベイニッケル製錬所プロジェクト



パラワン州
バタラサ町リオツバ



プロジェクト概要

- 場所:パラワン州バタラサ町リオツバ
- 目的:ニッケル・コバルト混合硫化物をニッケル量で約10,000トン/年、コバルト量で約700トン/年の現在の生産量を、第2製錬所建設後は倍にし、住友金属鉱山ニッケル工場(愛媛県新居浜)へ輸出(20年間)
- 事業者:コーラル・ベイ・ニッケル株式会社(CBNC)
株主:住友金属鉱山54%、三井物産18%、双日18%、リオツバ・ニッケル鉱山10%
- 総事業費:約1.8億米ドル(第1製錬所)／約2.85億米ドル(第2製錬所)



日本のかかわり

- 融資: 国際協力銀行(2002年10月→第一製錬所)
- 付保: 日本貿易保険(2002年11月→第一製錬所)
- 企業: 住友金属鉱山54%、三井物産18%、双日18%が出資
- 2006年3月の拡張工事の発表 ⇒ JBICに追加融資及びNEXIに付保の申請 ⇒ 2007年3月にJBICが、6月にNEXIがカテゴリA案件と分類



経緯

- 2001.07 ニッケル製錬所の建設決定
- 2002.07 コーラル・ベイ・ニッケル株式会社の設立
フィリピン環境天然資源省環境適合証明書 (ECC) 発行
- 2002.10 JBIC 第一工場への融資を決定
- 2002.11 NEXI 第一工場への付保を決定
- 2004.09 試験運転の開始
- 2005.04 商業運転の開始
- 2006.03 製錬所の拡張(第2工場の建設)を発表
- 2007.03 JBIC拡張工事への融資審査、カテゴリAに分類
06 NEXI拡張工事への付保審査、カテゴリAに分類
- 2009.04~第2製錬所での生産開始

環境社会影響・懸念

- 先住民族Pala'wanへの環境・社会・経済・文化的影響
- 地元住民の健康被害
- 採掘による森林の喪失



第2製錬所建設にあたって新たに出てきた問題

- 先住民族の合意(十分な情報を提供された上での事前の自発的合意:FPIC)の欠如
- 新規鉱山開発をねらった自然保護区解除



対応・対策／先住民族への環境・社会・経済・文化的影響

《対応》

- チーフテインによる合意取得
- 第2製錬所建設についても、第1製錬所建設の時点で合意取得済み



石灰を採掘した丘

《問題》

- Pala'wanの伝統的な意思決定方法での合意(コミュニティでの話し合いの下での合意)はなされておらず、比先住民族権利法に違反
- 第2製錬所について説明を受けていなかった。



対応・対策／地元住民の健康被害・影響

《対応》

- 多様なステークホルダーによる調査チームを組み、原因を調査したところ、事業とは関係ないと判明
- トイレ設置や医療サービス等による衛生面の改善
- 社会開発・管理プロジェクト (SDMP) の提供 (例: ハンドトラクター、奨学金)

《問題》

- 住民側は、事業が始まる前は現在見られるような健康被害はなかったと主張
- 奨学金の対象が主に役人の子ども



FoE Japan

対応・対策／採掘による森林の喪失

《対応》

- 必要な許可取得
- ブランジャウ山(現在自然保護区)の保護区解除は事業とは直接関係なし

《問題》

- ブランジャウ山の保護区解除はリオツバニッケル社が積極的に働きかけており、関係ある



FoE Japan

事例から見える環境社会問題

協議に関する問題

- 協議が一方向的な説明
- 懸念に対し意味のある回答及び対策がない(意見が反映されていない)
- 計画などを策定する際に協議が行われていない
- 発言の自由が確保されていない国・地域・場所でのように適切な協議が行えるか

移転時の問題

- 生活の回復・再建がなされていない
- 再建計画などに影響住民の意見が反映されていない
- 重要な書類(合意書等)のコピーを本人が持っていない

FoE Japan

情報公開の状況、情報の入手の問題

- 環境関連の情報や文書が現地で入手が困難な場合がある。
- JBICに問い合わせても、現地には送ってもらえない

環境影響評価の質の問題

- 不十分な基礎調査がなされていない⇒モニタリングへも影響

JBICやNEXIの対応の不明瞭さ

- 懸念を伝えてもどう対応しているのか不明
- レビュー結果を見てもどう対応したのか分からない

FoE Japan



これらの課題を改善に近づける
ガイドラインにする必要がある！



事例:カンボジア国道1号線

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ
福田健治

カンボジア国道1号線改修事業

- 首都プノンペンとベトナム・ホーチミン市を結ぶ国道1号線のうち、プノンペンからネアックルン(メコン河渡河地点)56kmの改修事業



事業の経緯

- 2002-2003年 JICAが開発調査実施
- 2004-2005年 JICAが基本設計調査・予備調査実施
- 2005年6月 第1期分交換公文締結
- 2006年6月 第2期分交換公文締結
- 現在、全体の7割以上で移転完了、拡幅工事中

なぜ国道1号線か

1. 1800世帯以上の大規模な住民移転
2. JICAガイドラインのパイロットケース

住民移転問題(1)

- 1800世帯以上の住民移転 – 単独の事業としてはカンボジア最大規模
- JICA・外務省は、JICA環境社会配慮ガイドラインの理念に基づく対応を約束
- カンボジア側実施機関 – 省庁間住民移転委員会(IRC)
- 日本側 – 外務省に実施責任、JICAが実施促進

住民移転問題(2) 住民移転計画

- 住民移転計画(RAP) - 補償対象、補償基準、苦情申立てなどを定めた基本文書
- 住民移転計画「案」 - 2005年にJICAが策定
- その後アップデートされていない→最終的な住民移転計画なしに移転

住民移転問題(3) 補償単価

- 2000年にIRCが定めた補償単価(+物価上昇分)を採用
- 2005年、ADBが2000年単価の利用を拒否、市場価格に基づく再取得価格の採用を要求
- IRC・JICAは再取得価格による補償に合意
- 市場価格調査の結果は非公開
- 再補償のスケジュールも不明

住民移転問題(4) 移転地

- 2通りの住民移転
 - 背後に土地あり→セットバック
 - 背後に土地なし→移転に移転
- 移転地の問題点
 - インフラ未整備 – 井戸、電気、学校等
 - 4つの移転地中、1箇所は国道に面しておらず→生計喪失深刻
 - 土地権利証書が未付与

住民移転問題(5) 苦情処理

- 苦情処理手続
 - コミューンを通じて苦情処理委員会に申立て
- 実際には機能せず
 - コミューンでの受理拒否多数
 - 受理されても回答なし

国道1号線とJICAガイドライン

- JICAガイドライン施行前の要請案件
- ガイドライン改定中に開発調査→理念を先行適用
- ガイドラインは開発調査から無償資金協力の事前の調査までをカバー

JICAガイドラインと 無償資金協力

スキーム		JICAガイドライン
技術協力	開発調査	○
	↓	
	無償事前調査	○
無償資金協力	無償審査	×
	無償実施	×

JICAガイドラインと住民移転

- 適切な時期に十分な補償と支援
 - 市場価格に基づかない補償により移転開始
- 生活水準・収入機会の回復
 - 生計喪失への支援策なし
- 対策立案・実施への住民参加
 - 移転計画すら非公開
 - 機能しない苦情申立て手続

最後に

- 無償資金協力の審査・実施にも環境社会ガイドラインを適用すべき
- 住民移転に関する要件を充実すべき
 - 計画立案への参加と情報公開
 - 事前の再取得価格に基づく補償

ありがとうございました



特定非営利活動法人

メコン・ウォッチ

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

E-mail: info@mekongwatch.org

Website: http://www.mekongwatch.org

2007年11月28日

カンボジア国道1号線改修事業ファクトシート

1. 国道1号線(プノンペン~ネアックルン区間)改修事業について

計画の概要: カンボジアの首都プノンペンからベトナムの商業都市ホーチミン市を結ぶ国道1号線のうち、カンボジア国内のプノンペンからネアックルン(メコン河渡河地点)まで56kmの改修事業。なお、ネアックルン・ベトナム国境間は、既にアジア開発銀行(ADB)による融資で改修事業済み。
事業実施主体: カンボジア国公共事業運輸省(MPWT)。住民移転は省庁間移転委員会(IRC)が担当。

2. これまでの経緯

開発調査: 国際協力機構(JICA)が2003年3月にまとめた開発調査で実施可能とされたが、大規模な住民移転等の問題を軽視しているとJICA・外務省内部で批判が出た。このため異例の調査のやり直し(環境社会配慮支援調査および移転予定住民を対象とした基本合意意向調査)が行われた。

無償資金協力: 事業は3期に分けられており、2005年6月に第1期分7億8600万円(橋の架け替え)、2006年6月に第2期分47億4600万円(ネアックルン~13km地点)の無償資金協力供与決定。年内に第3期分の交換公文が提案される可能性がある。

現状: 第1期の工事はほぼ完了。第2期区間の住民移転も終了し、乾季を迎え次第拡幅工事が行われるものと思われる。第3期区間についても住民との合意取得が進められている。

3. 指摘されている問題点と現状

住民移転計画の情報公開・住民参加

経緯: 2005年3月、JICAが第二次環境社会配慮支援調査において住民移転計画案を策定。

現状: 最終的に決定・実施されている住民移転計画の公開をNGOが求めたが、IRC・JICA共に公開せず、日本政府は存否も回答拒否。現在被影響住民は移転計画の内容を知ることができない状況。

補償単価

経緯: 2005年の段階では、カンボジア政府が2000年に定めた補償単価に12%を増した額での補償を予定。この単価の問題点が国道1号線改修事業ADB融資部分の監査で指摘され、カンボジア政府は再取得価格に基づく再補償を行う方針。

現状: 2006年後半にIRCが単価決定の基礎となる市場価格調査を実施したが、結果はIRC・JICA共に公開せず。再補償の単価は密室で決定されようとしており、再補償方針はカンボジア国内では被影響住民に伝えられていない。このまま建設が始まれば、問題解決が長引く危険性。

移転地

経緯: 現在地から後方に移転できない世帯について移転地を用意、土地権を無償付与。基本設計調査報告書は移転地の選定の考慮要素として、現住所から近い、国道1号線に近い、勤務地に近い、同等の社会・経済サービス施設を挙げている。

現状: 移転地住民は、井戸の水質、トイレ、電気、廃棄物処理など多くのインフラについて苦情。また国道1号線から離れた場所にも移転地が設けられ、生計手段の喪失が深刻な問題となっている。土地の所有権証書を受領した世帯はない。

苦情処理

経緯：2005年住民移転計画案は、IRC以外の関係者からなる苦情処理委員会の設置を規定。資産調査（DMS）及び補償支払いに不満を持つ影響住民は、地方自治体（コミューン）を通じて苦情を申し立てることができ、委員会は30日以内に書面で回答するとされ、申立てはJICAに転送されることになっている。

現状：制度が十分コミューンに知らされておらず、受け取りが拒否されているほか、受け取った場合でも回答がないケースがほとんど。カンボジアのNGOが日本大使館に対応を求めている。

4. 移転住民に対する影響調査の結果から

調査概要：カンボジア NGO フォーラムの移転行動ネットワークが2007年8月、7コミューン269世帯の沿道住民を対象に住民移転の影響について面接調査。調査報告書は11月完成予定。

資産調査：3世帯が資産の一部について補償対象外となったと主張。

補償額：補償を受け取った世帯の59%が補償額は不公正、同じく59%が補償額では移築費用に満たないと回答。

生計の変化：影響世帯の48%が移転後生計悪化、38%が生計手段の全部・一部を失い、69%が収入減少と回答。沿道で小売業を営む多くの世帯が顧客減。36%が移転のため平均1264ドルを借り入れ。

情報付与：57%の影響世帯が全世帯配布予定の移転冊子を受け取らず、85%が移転単価を知らず。

苦情処理：85%の影響世帯は苦情申立て先を知らず、最多の苦情申立て先はNGO。苦情がコミューンに受理されたのは3世帯のみ、いずれも書面での回答は受けていない。多くの住民が「補償額は政府が決めたため苦情を言うべきでない」「苦情を申し立てても意味がない」「報復が恐ろしい」として苦情を申し立てず。

5. JICA 新環境ガイドラインとの関係

経緯：2004年4月に施行されたJICA新環境社会配慮ガイドライン（GL）では、無償資金協力案件の事前の調査段階における環境社会配慮で求められる要件を明記している。国道一号線改修計画は、新ガイドライン施行以前の要請案件だが、JICAは新ガイドラインの理念を先行して適用する初めての案件だと明言している。

補償基準：GLは被影響住民に対する「十分な」「適切な時期」における補償を定めているが、実際には補償単価は移転費用すらまかなうことができず、また再補償の時期が明らかにならないまま移転作業が進められ、拡幅工事が始まろうとしている。

生計回復：GLは収入機会、生産水準の改善又は回復を定めているが、生計手段の喪失に対する支援は何らなされていない。

移転住民の参加：GLは補償等の対策の立案における被影響住民などの適切な参加の促進を定めているが、実際には住民移転計画すら公開されず、住民は補償等の対策立案や実施に参加できない。また苦情申立て手続も機能せず。

本件に関する問い合わせ先：

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2階

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

Email: info@mekongwatch.org

Website: www.mekongwatch.org

連続セミナー「持続可能な社会のためのODAと公的融資」発表資料：
「JBICのガイドライン実施状況レビュー
について」

2008年1月16日

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

田辺 有輝

ガイドライン実施状況レビューの背景

- 現行ガイドラインの見直し規定：
 - 実施状況についての確認を行う
 - 施行(03年10月)5年以内に包括的な検討を行う
 - その結果、必要に応じて改訂を行う
 - 政策金融改革の結果、2008年10月よりJBICを再分割することが決定
 - 国際金融等業務→日本政策金融公庫の海外部門に
 - 円借款業務→国際協力機構(JICA)と統合
-

両部門の実施確認 & 改訂プロセス

- 国際金融等業務+日本貿易保険(NEXI)
 - 11月に第一回コンサルテーション会合開催
 - 会合で実施状況確認調査報告書を発表
 - 第二回は2月以降に予定
 - 円借款業務+JICA
 - 有識者委員会の委員を選定中
 - 第一回委員会前に報告書を発表予定
-

実施状況確認調査の概要1(手法)

- フェーズ1(文献調査&スタッフへの聞き取り調査):03年から07年までの615件中85件について、JBICが実施すべきプロセス要件(カテゴリ分類状況、情報公開状況等)について調査
 - フェーズ2(文献&部分的なヒアリング調査):カテゴリAの30件についてガイドラインの要件を満たしているかどうかを調査。
-

実施状況確認調査の概要2(結果)

- スクリーニング、カテゴリ分類、環境レビュー、情報公開、意思決定・融資契約等への反映、モニタリング実施状況について、「ほぼ全ての案件で適切に実施」(報告書より、以下カッコ内は同様)。
- 調査対象案件(30件)については、「負の環境影響を回避・最小化・緩和する対応策が適切に実施」。

実施状況確認調査の概要3(結果)

- 30件中4件で「大気汚染の国際的排出基準を上回る場合」があった。3件で「排水の国際的基準を上回る場合」があった。8件で「騒音の国際的基準を上回る場合」があった。
- 自然環境、住民移転、先住民族、文化遺産においては「適切な対応」が取られている。
- 30件中1件で、コンサルテーションが実施されておらず、3件でEIAが公開されていない。1件では、住民移転計画が策定されていない。

問題1: 調査方法が不十分

JBIC	IFC	ADB
・文献調査 ・スタッフへの聞き取り調査	・文献調査 ・15件の現地訪問、被影響住民等からも聞き取り調査 ・スタッフへの聞き取り+アンケート調査	・文献調査 ・20件の現地訪問、被影響住民等からも聞き取り調査 ・スタッフへの聞き取り+アンケート調査

問題2: 調査範囲が限定的(1)

- 例えば、以下のガイドライン上の要件の実施状況が不明確:
 - 第三者から指摘があった場合のJBICの対応
 - 代替案・緩和策の検討
 - 社会的合意のための十分な調整、社会的弱者への配慮
 - 移転・生計手段喪失を回避・最小化するための対策の検討
 - モニタリング結果のステークホルダーへの公開
 - 地域住民が理解できる言語と様式による書面の作成
 - 環境アセスメント報告書に関する協議の実施

問題2: 調査範囲が限定的(2) 例: 住民移転に関する調査での問題

- 6件中5件は移転住民数すら不明。
- 6件中3件は移転住民との合意の有無すら不明。
- 生活水準の改善または少なくとも回復の確認が取れていない。
- 補償以外の支援策について不明。
- 住民移転を伴わない生計手段の喪失の案件数や内容が不明。

問題3: JBICの判断の妥当性やガイドラインの効果が不明確

- 以下のJBICの判断の妥当性が不明確:
 - スクリーニング・カテゴリ分類の妥当性
 - 環境レビューの内容評価・妥当性
 - モニタリング実施の内容評価・妥当性
- ガイドラインの効果(現行ガイドラインで回避、最小化が図られたかどうか?)が不明確。

参考: 国際機関のレビュー結果の例

- IFCのレビュー結果の例:
 - <カテゴリ分類の妥当性> カテゴリBが不自然に多い。調査した8件中3件で、カテゴリAにすべき案件があった。
 - <現行政策の不足点を抽出> 労働基準、保健・安全等の社会的側面に対する配慮が弱い。
- ADBのレビュー結果の例:
 - <アセスの内容も評価> 環境影響評価の質に一貫性がなく、国際的なグッドプラクティスに満たない場合も多い。
 - <効果を定量的にも評価> 融資前に予測した被影響住民数及び移転費用は過小評価されていた(移転数は65%増加、移転費用は案件総コストの6%から11%に増加)。

問題4: 不遵守への対応が不明確

- 不遵守の可能性が高い点:
 - 30件中1件で、コンサルテーションが実施されていない。
 - 30件中3件でEIAが公開されていない。
 - 30件中1件で住民移転計画が策定されていない。
- これらの対応が明確にされていない

結論: ガイドライン改訂に際し論点整理が極めて困難、追加調査が必要

連続セミナー「持続可能な社会のためのODAと公的融資」<第1回>

- 海外開発プロジェクト融資の「環境、社会、ガバナンス」強化に向けて -

JBICガイドライン改訂に向けたNGO共同提言

2008年1月16日
国際環境NGO FoE Japan 清水 規子

提言書作成の概要

■ 背景・目的

・現在のJBICのガイドライン策定にも深く関わり、策定後はその運用をモニタリング。

・JBICが支援するプロジェクトの市民の立場からモニタリング。現地での環境社会影響の回避・緩和のために活動。

このような経験をガイドラインの改訂に生かすこと！

■ 作成団体・個人

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、原子力資料情報室、国際環境NGO FoE Japan、市民外交センター、メコン・ウォッチ等 *賛同団体10団体

提言書の構成

■ ガイドラインへの提言

第一部に関する提言 (JBICが行う環境社会配慮)

第二部に関する提言 (プロジェクト実施主体者が行う環境社会配慮)

新たに取り組むべき課題 (原子力関連プロジェクト等)

JBICが行う調査の情報公開

■ 案件事例(7案件)における課題と教訓

カシャガン油田開発事業(カザフスタン)、ミンダナオ石炭火力発電所(フィリピン)、オリッサ州森林セクター開発事業(インド)、サンロケ多目的ダム事業(フィリピン)、スマラン総合水資源・洪水対策事業(インドネシア)、パハン・セランゴール導水事業(マレーシア)、南部ハイウェイ建設事業(スリランカ)

*現在のJBICのガイドライン適用外の案件も含む

第一部に関する提言

—JBICが行う環境社会配慮について—

1. 環境レビュー中の案件の情報公開の範囲

・環境社会配慮に関する以下の主要な文書の公開

- －環境管理計画
- －住民移転計画
- －先住民族への配慮に関する計画及び生活再建計画
- －上記文書の作成段階での協議に関する情報

- 現在JBICはEIAと環境許認可証明書のみを公開。
- 世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、JICAは住民移転計画書や先住民族の配慮に関する文書も公開。Cofaceも、住民移転計画書や環境管理計画を公開。

2. 情報公開の方法

・環境社会配慮に関する主要な文書を、以下の方法で公開すること

- －ウェブサイト上
- －本部及び実施国における新機関の現地事務所/在外公館での公開
- －要請に応じて、文書の写しを無償で交付・送付

- 現在は、JBICの広報センターのみで公開。しかし、現地住民団体が公開を求めたものの、広報センターでの閲覧を案内されたことも・・・
- 世界銀行、JICAはEIA等をPDF化しウェブ上で公開。また、IFCは、借入人のウェブサイト上に公開されたEIAに、IFCのウェブサイトからリンク

3. 融資決定後の情報公開

・融資契約後の、より詳細な環境審査結果の公開

・環境レビュー結果に以下の内容を記載

- －借入人と合意した環境社会配慮上の対策
- －提供された意見への事業者の対応と、それに関するJBICの評価

- 現在公開されている環境レビュー結果は非常に簡易なものであり、JBICがガイドライン遵守がされていると判断した根拠が不明。
- 世界銀行やADBでは、詳細な環境レビュー結果を公開

4. モニタリング報告書の公開

・新機関はカテゴリAのプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書を入手次第速やかに公開し、自らのモニタリング結果を公開する。

- モニタリング報告書は、環境・社会影響への対策が適切に施されているかを確認する重要な文書
- 現行ガイドラインでは、JBICによる公開は規定されていない
- ADBは、事業実施者が作成する環境社会モニタリング報告書を公開

5.環境社会配慮審査会の設置

- ・新JICAの有償資金協力業務でも、常設の第三者機関による助言を得る
- ・新JBICにも、常設の第三者機関を設置し、融資前の審査にあたって審査会からの助言を得ると同時に、融資承諾後の案件に関する環境社会配慮面での助言を得ること

- JICAが現在設置している環境社会配慮審査会が円借款の審査段階、実施段階に関与することにより、円借款の質の向上が期待される
- 現在JBICには、環境社会配慮確認にあたって、常設の第三者機関からの助言を得る仕組みがない

第二部に関する提言

一プロジェクト実施主体者が行う環境社会配慮について一

6.地域住民等との協議

- ・主要な環境社会配慮に関する文書の作成過程で行なわれた協議について、現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担保する条件に配慮しながら、より詳細な協議の実施状況を審査し、協議が適切に実施されたか否かを確認する。

- 現行ガイドラインでは事業実施主体による地域住民との協議について規定されているが、運用面で課題
- 協議において、ステークホルダーが自由に意見を表明するためには、事業実施国の言論の自由の保障状況が確保されていなければならない

7.非自発的住民移転

7.1 再取得価格による補償

- ・被影響住民が移転前の生活水準を少なくとも維持できるような、土地及びその他資産の「完全な再取得価格」での補償。
- ・当該国で、法制度上もしくは実態上「完全な再取得価格」が保障されていない場合、これを確保するための追加的な措置が合意され、融資契約等に盛り込む
- ・「完全な再取得価格」算定のための市場価格調査

- 生活水準を最低限回復するためには、完全な再取得価格が保障されていることが必要
- 世界銀行、ADB、IFCでは再取得価格による補償を規定

7.2 事前の補償

・十分な補償及び支援策を、移転前に与える

- 現行JBIC ガイドラインは、補償時期について曖昧
- 世界銀行、ADB、IFC は事前の補償を要件としている

7.3 移転・補償合意文書

・非自発的住民移転の対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解し、また合意書は対象者に渡されていること

- 現行JBICガイドラインでは規定がない
- 対象者が合意内容を理解しないまま署名し、さらに署名した文書を受け取っておらず、後々合意内容が確認できないケースがあった。

7.4 住民移転計画

・住民移転計画の内容をガイドラインで規定すること

7.5 情報公開と協議

- ・住民移転計画のドラフトの公開と、その段階での影響住民との協議
- ・住民移転に関する重要な情報は、住民移転計画のドラフトの段階で書面が作成され、世帯毎に配布されること
- ・住民移転計画の最終版の公開と、住民移転に関する重要な情報が記されている書面での世帯ごとへの配布

- 住民移転計画の公開などについては記されていない。
- 住民参加が確保できず、後々補償措置などについて問題になった事例

7.6 苦情処理メカニズム

- ・非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴う場合、被影響住民からの苦情を受け付け、対処を行うメカニズムが設置されていなければならない。
- ・当該メカニズムは、プロジェクト実施主体から独立していることが望ましい。

- 現行JBIC ガイドラインでは、規定なし
- 世界銀行、ADB、IFC のいずれも、土地の収用を伴う場合には苦情申立て手続の設置を義務付けている

8.先住民族

8.1 依拠すべき国際条約・宣言と基本原則

- ・「先住民族の権利に関する国連宣言」およびILO169号条約等の先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、先住民族の伝統的な領域における生活様式および文化を発展する権利が尊重され、その基盤となる土地、領域および資源に対する先住民族の権利が認知されるべき

- 現行ガイドラインは、「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って」先住民族の権利を尊重するとしている。→具体的には？

8.2 自由で事前の十分な情報を得た上での合意

- ・先住民族の土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなるプロジェクトの承認にも先立ち、先住民族自身の代表的な機構を通じ、自由で事前の、十分な情報を得た上での合意(Free, Prior and Informed Consent : FPIC)が得られなければならない。

- 現行ガイドラインには、「自由で」「事前の」の概念がぬけている。
- FPICの重要性
- 米州開発銀行は、先住民族開発戦略の中で、自由で十分な情報を得た上での事前の同意の原則の制度化を推進

8.3 先住民族への配慮に関する計画

- ・先住民族に影響を及ぼすプロジェクトにおける、先住民族への配慮に関する計画の作成
- ・計画の策定にあたっては、計画案が先住民族が理解可能な言語、または様式によって公開されたうえで、先住民族との協議を開催
- ・当該協議の記録は先住民族への配慮に関する計画に添付されること。

- 現行ガイドラインでは、規定されていない
- 世界銀行、ADB、IFCでは、ドラフト段階での公開と協議をしたうえでの策定を要件としている。
- 先住民族が使用する独自言語への配慮

9. 社会的合意の形成

9.1 ステークホルダー分析

- ・ステークホルダーとの協議は、事業による直接・間接的影響住民や発言力が弱い社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえること

- 協議への参加者が限定的であったり、協議の内容が形式的なケース

9.2 ステークホルダーとの協議の記録

- ・環境社会配慮に関する主要な文書の作成段階で行われたステークホルダーとの協議の実施状況、ステークホルダーから主要な意見とこれに対する対応状況は、各環境社会配慮に関する主要な文書の一部として添付され、公開されること

- 現行ガイドラインでは、カテゴリAのEIAに協議記録が含まれることが「望ましい」としている

10. モニタリング報告書の公開

プロジェクトの環境社会モニタリングの結果の公開

- 事業の進行に伴う状況を把握するために重要な文書
- ADBでは、事業者から入手したモニタリング報告書を公開。
- IFCでは、借入人がアクションプランに影響住民に公開し、その実施状況に関して定期的に報告する。
- 米国輸銀では、2006年に米国輸出入銀行法が改正され、モニタリング報告書の公開が義務付けられている

新機関が新たに取り組むべき課題

11. 原子力関連プロジェクト

11.1 求められる要件

・原子力固有の問題(①核拡散の防止、②安全性の確保・事故時の対応、③放射性廃棄物の適切な管理・処分)を、環境社会配慮上の要件とすること

- 現行ガイドラインには原子力関連プロジェクトに関する規定はない

11.2 協議と情報公開

・安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応などについての文書が作成されること。(ドラフト作成時の公開と現地におけるステークホルダーとの協議も)

・環境レビューにあたっては、借入人等に対して、上記の情報の提供を求め、また、入手後速やかに公開すること。

・融資契約締結後に公表される環境レビュー結果には、プロジェクト実施主体の技術的能力の評価を記載すること

11.3 カテゴリ分類と環境チェックリスト

・「一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧」に原子力発電所及び核燃料サイクル施設を追加すること。

・原子力発電所及び核燃料サイクル施設に関する環境チェックリストを作成すること

- 原子力関連プロジェクトは、放射性廃棄物が発生すること、事故時の影響の大きさなどに鑑みて、カテゴリAと考えるのが妥当。

11.4 第三者機関の設置

・原子力関連プロジェクトへの支援・融資の検討に当たっては、専門家およびNGOを含む第三者機関を設置し、その助言を得て審査結果に反映させることが必要である。当該機関における審議は公開される。

12. 歳入の透明性

12.1 歳入の透明性に関する基本方針

・歳入の透明性の重要性を、環境社会配慮確認にかかる基本方針として明記

- 多くの資源保有国が資源開発による収入を得ているにも関わらず、有効に活用できていない。歳入の透明性確保によって、その収入を貧困削減や「持続可能な開発」に貢献させる。
- 日本政府もG8などで歳入の透明性への取り組みを支持

12.2 採掘産業におけるガバナンスリスクのレビュー

・採掘産業関連の大規模プロジェクトの環境レビューの際には、当該国政府のガバナンスのリスクも審査し、リスクが事業の便益を上回る場合には事業に対する支援をしないこと。

- 採掘産業の収入を適切に使い、貧困削減や環境問題に適切に取り組むようなガバナンスが確保されていることをJBICは確認するべきである。
- IFCでもガバナンスのリスクに関する政策がある

12.3 政府への支払いと政府との主要な合意の情報公開

・実施主体が政府に支払うプロジェクト関連の重要な支出(ロイヤリティ、税金、利益分配など)や、受入国政府契約(HGAs)、政府間協定(IGAs)などの主要な合意が公開されること

- 採掘産業に伴う多額の政府の歳入は、当該国の財政運営や経済政策をゆがめ、また汚職の温床になるなどの危険性が存在する。これらの弊害を防止するため、事業実施者による政府への支払いや政府との主要な合意が公開され、政府への資金の流れを透明にする必要がある。
- IFCでも、同様の事項を借入人に求めている

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン 改訂に向けた NGO 提言書(抜粋・要約)

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、原子力資料情報室
国際環境NGO FoE Japan、市民外交センター、メコン・ウォッチ
*作成協力 (財)地球・人間環境フォーラム 満田夏花

第1部に対する提言(国際協力銀行による手続きなど)

✓ 環境レビュー中の案件の情報公開の範囲 [提言 1] p.1

環境アセスメント報告書、環境管理計画、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画及び生活再建計画並びにステークホルダーとの協議に関する情報などを入手後すみやかに公開すべき。
(現在は環境アセスメント報告書と環境許認可許可証だけが公開されている。)

✓ 情報公開の方法 [提言 2] p.2

ウェブサイト上の公開および本部及び事業実施国における新機関の現地事務所などにおける公開を行うべき。また、影響を受ける地域住民や現地 NGO からの要請がある場合には、文書の写しを無償で交付・送付すべき。

✓ 融資決定後の情報公開 [提言 4] p.3

融資契約締結後に、環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する融資機関としての所見ないし環境審査結果を公開すべき。また、環境レビュー結果に以下の内容を記載すべきである。

- ・ 借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策
- ・ ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する JBIC の評価

✓ 環境社会配慮審査会の設置 [提言 7] p.5

新 JICA が行う有償資金協力業務についても、常設の第三者機関による助言を得るべき。また、新 JBIC にも、常設の第三者機関を設置し、融資前の審査にあたって審査会からの助言を得ると同時に、融資承諾後の案件に関する環境社会配慮面での助言を得るべき。

第2部に対する提言(プロジェクト実施機関が実施し、国際協力銀行が確認する事項など)

✓ 非自発的住民移転 [提言 9] p.6

下記について規定すべきである。

- ・ 再取得価格による補償 [提言 9.1]
- ・ 移転前の補償及び支援策の提供 [提言 9.2]
- ・ 移転対象者に対する移転・補償合意文書の提供 [提言 9.3]
- ・ 住民移転計画の内容についての規定 [提言 9.4.]
- ・ 住民移転に関する情報公開と協議の徹底 [提言 9.5]

- ・ 苦情処理メカニズム [提言 9.6.]

✓ 先住民族 [提言 10]	p.10
-------------------------	------

下記について規定すべきである。

- ・ 依拠すべき国際条約・宣言と基本原則 [提言 10.1]
- ・ 自由で事前の十分な情報を得た上での合意 [提言 10.2]
- ・ 先住民族への配慮に関する計画 [提言 10.3]

新機関が新たに取り組むべき課題

✓ 原子力関連プロジェクト [提言 13]	p.13
--------------------------------	------

下記について規定すべきである

- ・ 求められる要件 [提言 13.1]: 原子力固有の問題 (核拡散の防止、 安全性の確保・事故時の対応、 放射性廃棄物の適切な管理・処分) について、原子力関連プロジェクト に求められる環境社会配慮上の要件として規定するべきである。
- ・ 協議と情報公開 [提言 13.2]: 原子力関連プロジェクトについては、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応などの情報を盛り込んだ文書が作成され、ドラフト作成時に公開された上で、現地においてステークホルダーとの協議が行なわれるべきである。新機関は、これらの情報を、他の環境社会配慮に関する主要な文書と同様、入手後速やかに公開するべきである。
- ・ 第三者機関の設置 [提言 13.4]: 原子力関連プロジェクトへの支援・融資の検討に当たっては、専門家およびNGOを含む第三者機関を設置し、その助言を得て審査結果に反映させることが必要である。また、当該機関における審議は公開される。

✓ 歳入の透明性 [提言 14]	p.15
---------------------------	------

下記について規定すべきである。

- ・ 歳入の透明性に関する基本方針の明記 [提言 14.1]
- ・ 採掘産業におけるガバナンスリスクのレビュー [提言 14.2]
- ・ 政府への支払いと政府との主要な合意の情報公開 [提言 14.3]

JBIC が行う調査の情報公開

下記について規定すべきである。

- ・ 案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果の公開 [提言 15] p.16
- ・ 有償資金協力促進調査の情報公開 [提言 16] p.17

以 上

連続セミナー「持続可能な社会のためのODAと公的融資」

「CSRの視点から」

株式会社レスポンスアビリティ
足立直樹
2008年1月16日
於 環境パートナーシップオフィス



原点から考える:「CSRとは？」

- Corporate Social Responsibility
 - このままでは社会は持続不可能
 - 社会を持続可能にするために、「企業の自発的貢献(=CSR)」が必須
 - CSRの目的=公正で持続可能な社会を作ること
- 海外のCSRと、日本のCSRはかなり異なる
 - 企業がもっと「公共(public)」に参画
 - 企業の役割の変化
 - 行政、企業、市民、NGOの垣根が曖昧に
 - 行政や援助機関は、CSRを後押し
 - PPPとCSRが急接近

3

CSR(企業の社会的責任)

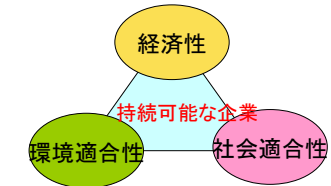


- Corporate Social Responsibility
企業の社会的責任(?)

■ 具体的な内容の一例

- 法令遵守
- 企業統治
- 積極的な情報開示
- 双方向コミュニケーション
- 環境への配慮
- 誠実な顧客対応
- 拡大生産者責任
- 雇用
- 人権への配慮
- 社会貢献

トリプルボトムライン



SustainAbility社 John Elkington

Copyright © 2006-2008 Response Ability, Inc. All Rights Reserved.

CSRの台頭の背景(欧州)



- 増え続ける環境負荷
 - 人口増加
 - 一人あたりの環境負荷の増加
- 果てしないグローバリゼーション(ボーダレス化)
 - 貧富の差の拡大
 - 地域文化の崩壊(異文化の衝突)
 - 雇用問題
- もはや政府が企業をコントロールすることは不可能(政治の失敗)
- 野放図な企業活動を続けては、地球も人間社会も持続不可能(市場の失敗)
- 企業の自主的な取り組みなしには、地球も人間社会も、持続不可能

企業の自主的な取り組み(CSR)に期待

4

社会が持続可能であるためには？

- 経済
 - 金銭的フロー
- 環境
 - 資源・エネルギー
 - 化学物質の管理
 - 一次生産
 - 生態系・生物多様性
 - 健康・安全
 - 気候の安定
- 社会
 - 雇用・労働
 - 健康・安全
 - 人権・プライバシー
 - 地域社会・公正
 - 貧困、衛生、教育

CSR

公共(public)の課題と重なる部分も多い

5

国家を超える巨大企業

GDP/Revenues Top 100			Corporation=45/100		
Rank	Country	GDP/Revenues	Rank	Country	GDP/Revenues
1	United States	13244.550	26	Poland	338.689
2	Japan	4367.459	27	Norway	335.281
3	Germany	2897.032	28	Austria	321.934
4	China	2630.113	29	Royal Dutch Shell	318.845
5	United Kingdom	2373.685	30	Greece	307.709
6	France	2231.631	31	Denmark	276.611
7	Italy	1852.585	32	BP	274.316
8	Canada	1269.096	33	South Africa	255.155
9	Spain	1225.750	34	Ireland	222.080
10	Brazil	1067.206	35	Argentina	212.702
11	Russia		51	ING Group	158.274
12	Korea		52	Malaysia	150.923
13	India		53	Citigroup	146.777
14	Mexico		54	Chile	145.205
15	Australia	704.816	55	Czech Republic	141.801
16	Netherlands	663.119	56	Israel	140.195
17	Belgium	393.590	57	AXA	139.738
18	Turkey	392.424	58	Colombia	135.075
19	Sweden	385.293	59	Volkswagen	132.323
20	Switzerland	377.240	60	Singapore	123.155
21	Indonesia	364.239	61	Toyota Motor	204.740
22	Taiwan Province of China	355.708	62	Romania	121.301
23	Wal-Mart Stores	351.139	63	Fortia	121.202
24	Saudi Arabia	348.604	64	Bank of America Corp.	117.017
25	Econ Mobil	347.254	65	Philippines	116.931
			66	HSBC Holdings	115.361
			67	Nigeria	115.350
			68	Algeria	114.322
			69	Hungary	114.273
			70	American International Group	113.194
			71	China National Petroleum	110.520
			72	BNP Paribas	109.214
			73	Deutsche Group	95.847
			74	Honda Motor	94.791
			75	McKesson	93.574
			76	ENI	109.014
			77	UBS	107.835
			78	Egypt	107.375
			79	Siemens	107.342
			80	State Grid	107.186
			81	Ukraine	106.072
			82	New Zealand	103.380
			83	Assicurazioni Generali	101.811
			84	J.P. Morgan Chase & Co.	99.973
			85	Overseas	99.015
			86	Overseas	98.539
			87	Overseas	97.469
			88	Overseas	96.152
			89	Overseas	96.132
			90	Overseas	95.847
			91	Overseas	94.791
			92	Overseas	93.574
			93	Overseas	93.268
			94	Overseas	93.221
			95	Overseas	91.998
			96	Overseas	91.658
			97	Overseas	91.424
			98	Overseas	91.051
			99	Overseas	90.837
			100	Overseas	89.502

Top100のうち45が企業

Revenues:FORTUNE Global 500(Data shown are for the fiscal year ended on or before March 31, 2007)
GDP:IMF, World Economic Outlook Database, April 2007 (GDP 2006. About two-thirds of the data were estimated by IMF)

セリーズ原則(旧バルディーズ原則)

- 生物圏の保護
- 自然資源の持続可能な使用
- 廃棄物削減と処分
- エネルギーの節減
- リスクの低減
- 安全な製品とサービス
- 環境の復元
- 一般への情報提供
- 経営陣の参加
- 監査と報告書



1989年3月24日
アラスカ湾で座礁



Coalition for Environmentally Responsible Economies

CSRから示唆されるもの

- ステークホルダーとの対話(説明責任)
 - どうニーズを捉え、どう対応するか
- 社会への貢献(実行責任)
- 間接的な影響の管理・責任
 - サプライチェーン・マネジメント(調達責任)
 - 投融資での配慮(投資責任)
- PDCA(評価と軌道修正)

透明性とフィードバックが「信頼」を生む

各国政府のCSRへのテコ入れ



- China CSR map (gtz)
- CSR Roundtable (gtz, AVE)
- 他に、イギリス、スウェーデン、アメリカ...
- 目的
 - CSR情報、法令情報の収集
 - 自国企業の被援助国での活動を有利に
- 途上国の政府もCSRを政策ツールとして活用

9

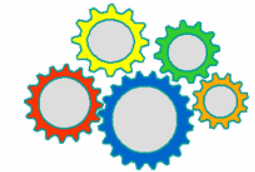
キャパシティ・ビルディングの仕組み(中国)



例: FIT5

- Factory Improvement Training 5
 1. コミュニケーション
 2. 人事管理
 3. 生産効率化
 4. 職場の健康安全
 5. 社会的説明責任

PPPとして実施 (In Went, TUV, CSR Asia)



10

ありがとうございました。



持続可能な社会を作るためのブログ
サステナ・ラボ
<http://suslab.seesaa.net/>
ほぼ毎日更新中です

11